

NO.	質問	回答所管	回答
1	介護保険課、いきいき課、福祉課がそれぞれ総合事業の窓口となっているが「総合事業課」といった課が出来る予定はありますか。	高齢者福祉課	現在のところ予定はありません。
2	半年間の経過措置があるので事業所側としては経過措置中は移行を拒み、結果、半年後に移行が殺到すると予想されますが・・・事務負担の軽減にならないような・・・	介護保険課	移行期間の終了間際に移行案件が集中する事は、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所すべてに多大な負担がかかりますので、移行の準備が整った案件から、順に移行して頂く形が望ましいと考えます。移行の進捗状況等については、必要に応じ、照会等で把握していく予定です。
3	サ連協と市との育成研修の内容や資料及びテキストについて各事業所でも同じ研修を行える体制がとれるかどうか？各事業所で行った後、直近の市の研修は受講します。	介護保険課	各事業所で研修を実施するのが難しい場合は、市の研修を活用してください。ヘルパーの雇用時期や利用者のニーズの都合等から、市の研修開催が待てない場合等に事業所での研修を行って頂ければと考えます。
4	訪問型サービスAについて、H29.4～9までの間に移行とあるが、現在市内の(H28.4時点)7461人の要支援者がいますが、その期間で移行可能な事業所数が確保できているのか？	介護保険課	平成28年4月に訪問型サービスを利用された本市被保険者の要支援者はおよそ1,700人程となっています。現状、予防訪問介護(相当サービス)の指定を受けた事業所数が125に対し、訪問型サービスAの指定を受けた事業所数は9となっており、現状の訪問型サービスAの事業所数ではとても担いきれないため、事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行っていきます。
5	また、その事業所の発表はいつになるのか？	介護保険課	月に一回のホームページ更新のほか、このたびの訪問介護事業所向け説明会のアンケートにおいて、訪問型サービスAの指定申請を行う意向があり、かつ、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所に意向を知らせても良いとした訪問介護事業所については、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へ周知する予定です。

NO.	質問	回答所管	回答
6	<p>また、その期間に移行の為の担当者会議が集中することが考えられるが、移行期間内に訪問型サービスAの事業所側の都合(会議、契約が集中して対応できない)で、9月までに移行が出来なければ10月～担当者会議までサービスを行うことが出来ないのか？ また、その際、利用者はどう生活すればよいのか？</p>	介護保険課	<p>現時点では、平成29年9月末日までに移行のための手続きが終了することを想定しています。 なお、サービス提供事業所が変更とならない場合は、ケアプランの軽微な変更として扱えるため、サービス担当者会議の開催は必須ではありません。</p>
7	<p>生活支援ヘルパーが揃わないうちに訪問可能な事業所が地域にない場合、ヘルパーの利用は行えないのか？ また、その際の利用者の生活はどうしたらいいのか？</p>	介護保険課	<p>利用者に生活援助のニーズがあるにも関わらず、利用ができないという状況はあってはならないと考えますので、事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行っていきます。</p>
8	<p>いずれにしても訪問型Aの事業所が決まり次第なるべく早く順次、市、ホームページなどでの発表をお願いします。</p>	介護保険課	<p>月に一回のホームページ更新のほか、このたびの訪問介護事業所向け説明会のアンケートにおいて、訪問型サービスAの指定申請を行う意向があり、かつ、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所に意向を知らせても良いとした訪問介護事業所については、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へ周知する予定です。</p>
9	<p>プランについての説明がありませんでした。現在のままの発行の基準なのか、評価表を含め緩和されていくのか教えてください。</p>	介護保険課	<p>訪問型サービスAの利用の際と、予防訪問介護相当サービスの利用の際とで、ケアマネジメント上の変更はありません。 しかし、この現行の介護予防ケアマネジメントそのものについて、来年度以降、内容の変更の予定があります。 変更内容の詳細は、平成29年2月に配布予定の介護予防ケアマネジメントガイドラインでお示しします。</p>

NO.	質問	回答所管	回答
10	(ケアマネジメント担当者の)モニタリングの回数はいかがでしょうか？変更あるとしたら自宅への訪問などの緩和の内容があれば教えてください。	介護保険課	訪問型サービスAの利用と、予防訪問介護相当サービスの利用の際とで、ケアマネジメント上の変更はありません。しかし、この現行の介護予防ケアマネジメントそのものについて、来年度以降、内容の変更の予定があります。変更内容の詳細は、平成29年2月に配布予定の介護予防ケアマネジメントガイドラインでお示しします。
11	訪問型サービスAを利用する内容のケアプランを作成した時に、介護予防ケアマネジメント費は支給されるのか。	介護保険課	訪問型サービスAのサービス利用に係る給付管理等を行った場合は、予防訪問介護相当サービスに係る給付管理を行った場合と同様に、介護予防ケアマネジメント費を得ることができます。なお、訪問型サービスB等、給付管理によらないサービスを利用する際の介護予防ケアマネジメント費等の取り扱いについては、平成29年2月に配布予定の介護予防ケアマネジメントガイドライン等でお示しします。
12	訪問型サービスB、C、のみのプランを作成するとどうなるのか？	介護保険課	訪問型サービスBのみのプランの場合等は、現行の介護予防ケアマネジメントとは別のケアマネジメント手段で行います。詳細は、平成29年2月に配布予定の介護予防ケアマネジメントガイドラインにて周知する予定です。

NO.	質問	回答所管	回答
13	訪問型サービスAを行う事業所はどのくらいあるのか？	高齢者いきいき課	平成28年11月現在では9事業所です。 総合事業に限らず、指定事業所の情報は市のホームページに掲載しており、毎月、月初に更新を行っております。訪問型サービスAについても指定事業所が決定次第、ホームページにて情報提供する予定です。 ↓HP掲載場所↓ トップ > くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 高齢者のために > 生活の支援 > 指定介護事業所・高齢福祉施設一覧 > 指定介護事業所・高齢福祉施設等一覧 > 訪問型サービスA (エクセルファイル)
14	現在、生活援助を利用している要支援の利用者は希望すれば全員訪問型サービスAを利用することはできるのか？(生活援助難民が多くなるのでは？)	介護保険課	現在訪問型サービスを利用されており、今後も訪問型サービスの利用が必要な方については、原則、訪問型サービスAを利用して頂きます。予防訪問介護相当サービスを利用する要件に該当する場合は、予防訪問介護相当サービスを利用します。
15	市の生活支援ヘルパー育成研修は各地域に出向いて行われるのか？	介護保険課	29年度以降の実施について現段階では未定です。
16	現在、予防訪問介護相当サービスを利用しており、要件のいずれかに該当し、継続して相当サービスを利用する場合、委託で受けているケアマネジャーは経過支援記録に記載する他に何が必要ですか？	介護保険課	要件のいずれかに該当し、継続して予防訪問介護相当サービスを利用する場合は、経過支援記録に記載する以外、特段の手続きは必要ありません。
17	相当サービスの要件の(1)身体介護を要する者の規定はあるのでしょうか？現在、サービス時間中、半分以上は清掃の支援、半分弱は買い物同行の支援を受けている利用者様があります。天候や体調によっては、全時間帯が生活支援となる日もある状況です。	介護保険課	身体介護の定義は、平成12年3月17日老計発第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の内容に従います。 天候等を理由に、結果として全時間帯が生活援助となる可能性があったとしても、身体介護の提供が前提となっている場合は、予防訪問介護相当サービスをケアプランに位置づける必要があります。

NO.	質問	回答所管	回答
18	他市(多摩市、町田市)に隣接している土地側、(他市の)訪問型サービスAを実施する事業所を利用することに問題は発生しないか？	介護保険課	<p>総合事業は、各市町村の独自事業であるため、市を超えての利用は、どの市の総合事業サービスなのか、よく把握しておく必要があります。</p> <p>本市の被保険者に総合事業のサービスを提供する場合は、本市の総合事業のルールに則ります。</p> <p>従って、仮に町田市の総合事業で訪問型サービスAがあったとしても、町田市の訪問介護事業所が本市の被保険者に提供する訪問型サービスAは、「八王子市の訪問型サービスA」です。</p> <p>町田市の訪問介護事業所が本市の被保険者に対して、八王子市の訪問型サービスAを提供する事に問題はありませんが、事前に本市高齢者いきいき課に指定申請を行い、指定を受ける必要がありますので、注意してください。</p> <p>なお、住所地特例については取り扱いが異なり、原則、保険者市町村ではなく施設所在地市町村のルールに則りますので、こちらも注意してください。</p>
19	(南大沢地区では)小規模の訪問介護事業所が多いため、ヘルパーの人数を確保できる事業所が限られてしまう。	介護保険課	事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行っていきます。
20	29年度上半期で移行していくように各担当で調整していく予定だが、訪問型サービスAを行える事業所の数が足りるのか。	介護保険課	事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行っていきます。
21	訪問型サービスAを行える事業所を早く教えて欲しい。	介護保険課	月に一回のホームページ更新のほか、このたびの訪問介護事業所向け説明会のアンケートにおいて、訪問型サービスAの指定申請を行う意向があり、かつ、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所に意向を知らせても良いとした訪問介護事業所については、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へ周知する予定です。

NO.	質問	回答所管	回答
22	精神疾患の診断に関しては10年前に受けていて、現在、精神科を受診しておらず現在の主治医の内科の診断には記載されていないケースも該当するのか？	介護保険課	過去に診断を受けた場合であっても、現在精神科を受診しておらず、主治医の診断にも記載が無い場合は、精神疾患を抱えているとの客観的な判断が困難なため、本件には該当しない取り扱いとします。
23	精神疾患の項目にアルコール依存等依存症は該当するのか？	介護保険課	医師の診断を受けている場合、本要件上の精神疾患に該当する取り扱いとします。
24	身体障害者手帳2級の認定はHIV・内部障害・聴覚障害等どんな障害でも該当するのか？	介護保険課	障害の内容について、個々に場合分けはしません。2級の手帳をお持ちの場合は該当する取り扱いとします。生活支援ヘルパーの研修過程では、障害に関する内容を必修としていないため、対応が困難となる場合が想定され、障害をお持ちの方に対しては、その内容の研修を受講している有資格者に对应してもらう事が適切と考えます。
25	現行相当に該当する4要件に当てはまったら、現行相当の選択が必須なのでしょうか？訪問Aを選んでも大丈夫ですか？	介護保険課	サービスの質の確保の観点から、4要件に該当する場合は、予防訪問介護相当サービスを利用する取り扱いとします。訪問型サービスAの利用は想定しません。
26	訪問介護事業所が訪問型サービスAの指定を受けることにつき行政として事業所に如何働きかけをするのでしょうか。	介護保険課	個別にアプローチし、指定を受けられない理由について伺い、現行の体制で無理なく訪問型サービスAの指定を受けられないか、一緒に考えていきたいと考えています。
27	また、実施開始当初は指定を受けていない事業所がその先どのタイミングで指定を受けたかにつき、どのタイミングでどのように、包括、居宅に周知されるのでしょうか。	介護保険課	訪問型サービスAの指定を受けた事業所は、市のHPで公開しています。(月1回更新)

NO.	質問	回答所管	回答
28	市内各圏域ごとに格差が生じる(指定事業所の登録数)可能性も十分ありますが、移行がスムーズに行えない場合、このような事情が原因だとしたら、その部分について「概ね」の範疇で考慮していただけますか。	介護保険課	圏域ごとの格差が生じないようにするため、訪問型サービスAの事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行ってまいります。 現時点では、平成29年9月末日までに移行のための手続きが終了することを想定しています。
29	Aの担い手の確保について。ボランティアポイント登録者への働きかけなども検討していますか?未活動の登録者も多いので担い手になりうる方もいるのでは。近隣事業所に登録すれば支え合いにつながるのでは。訪問Bで検討しているのでしょうか。	介護保険課・ 高齢者福祉課	訪問型サービスAの担い手確保について、ご提案の内容も含め、多様な方面に働きかけを行いたいと考えています。 訪問型サービスBの担い手確保についても、ご提案の内容を含め、担い手向け研修の実施やシンポジウムの開催等を通じ、多様な方面に働きかけを行いたいと考えています。
30	事業所(訪問介護)へは1回の説明会では不十分かと思えます。総合事業開始の時もまったくわかっていないところが多かったです。実態や動向の確認はどのようにしていくのですか?	介護保険課	総合事業および訪問型サービスAの本格実施に係る概略については、今回の説明会でお伝えできたと考えています。今後、訪問型サービスAについての説明会の予定はありません。 移行の実態については、今後把握していく必要があると考えており、必要に応じて照会や問い合わせ等を行う予定です。
31	今現在、認定期間中の総合事業(みなし)のお客様は、訪問型サービスAの指定はとらない我が社では、認定期間が切れたら継続はできないのでしょうか?ご回答よろしくお願ひ致します。	介護保険課	まず、今現在、予防訪問介護相当サービスを利用されている方の要支援認定期間は、今回の移行とは関係はありませんので、ご注意ください。 移行の経過措置期間終了後(平成29年10月以降)、訪問型サービスAの指定を受けない場合でも、予防訪問介護相当サービスの利用者の状態像に該当する利用者へは、予防訪問介護相当サービスの提供ができます。 しかし、それ以外の利用者の方については、移行の経過措置期間中に、他の訪問型サービスAの事業所へ移行して頂くこととなります。
32	予防訪問相当について、身体介護を要する者の判断は市が行うのかケアマネジャーがするのか?	介護保険課	ケアマネジャーのアセスメントに基づきます。

NO.	質問	回答所管	回答
33	精神疾患の中にうつ病は含まれるか。	介護保険課	医師の診断を受けている場合、本要件上の精神疾患に該当する取り扱いとします。
34	29年2月の育成研修を受講した場合でも、29年4月以降の八王子市主催の研修受講の必要があるのか。	介護保険課	平成29年2月の研修(八王子介護保険サービス事業者連絡協議会と市の共催によるもの)を受講した方は、平成29年4月以降の研修受講の必要はありません。
35	生活支援ヘルパーの育成研修募集方法は。	介護保険課	平成29年1月15日号市広報・ホームページ等で募集いたします。
36	(育成研修受講に)費用などはかかるのですか 又かかるとしたらどれくらいを予定していますか。	介護保険課	平成29年2月開催予定の研修費は無料です。29年度については現段階では未定です。
37	訪問型サービスA実施にあたり、事業所に登録していただいた生活支援ヘルパーを育成研修に優先的に受講できますか。	介護保険課	登録済みの方が自社で研修を実施済みで、かつサービス提供者として従事していれば、平成29年2月開催予定の研修は免除します。
38	今までの介護予防訪問介護(相当サービス)のように「同居家族がいたら生活支援は難しい」、や、「自立に向けて一緒に行なう」などの規定はありますか？	介護保険課	同居親族がいる場合の取り扱いは、予防訪問介護相当サービスと同様です。 利用者と一緒にいる場合、平成12年3月17日老計発第10号1-6「自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)」の定義に該当する場合は身体介護になりますが、そうでない場合は生活援助の位置づけになります。

NO.	質問	回答所管	回答
39	訪問型サービスAを受けたくても人材不足のため、指定を取ることが困難である場合、現みなし訪問型サービスIの利用者様は担当ケアマネジャーに報告し、利用者を他の事業所に移行する手続きをいつまでにすれば良いのか。今月末には担当ケアマネジャーに告知をした方がいいのか。利用者にはいつまでに告知をすれば良いのか、教えていただきたいと思ひます。	介護保険課	<p>できる限り現状の体制のまま指定を受けられるよう、当初より大幅に指定基準を緩和していますので、指定申請について、再度ご一考を頂ければと思ひます。市でも個別にご相談対応させていただきます。</p> <p>どうしても指定を受けられない場合は、予防訪問介護相当サービスの利用者を除き、平成29年9月末日までに他の訪問型サービスAの事業所へ利用者の移行手続きが終了することを想定しています。</p> <p>事業所から利用者への説明等のタイミングについて特に規定はありませんが、市として訪問型サービスAの本格実施のお知らせを平成29年2月ごろに行う予定ですので、そちらをお待ち頂いてからご説明頂いた方が良くと思ひます。お知らせ内容は、事前に各事業所の皆様へもお伝えします。現時点では訪問型サービスAの提供事業所が少数なため、利用者にも説明をしても、具体的に移行の検討ができるケースは限られます。</p> <p>ケアマネジャーとは、指定の意向等について、必要に応じ情報提供をしてください。</p>
40	指定を受けるか受けないか、業務分担と人材・報酬確保等の関係で悩んでいます。サービスAの試行実施の経過報告、アンケート結果内容を公開して欲しいです。指定に向けての検討材料にしたいのですが。	介護保険課	試行実施の報告等の公開については、現状協力団体などの関係者のみに限る予定ですが、今後検討します。アンケート結果についても、検討します。
41	予防訪問介護相当サービスの要件該当、非該当は誰がどのように判断するのでしょうか。	介護保険課	ケアマネジャーのアセスメントに基づきます。
42	サ高住に訪問介護事業所が併設しています。サ責1名です。訪問型サービスAの管理者・サ責は別のスタッフが務める予定です。訪問介護のサ責は、サ高住業務はできません(夜勤等)。訪問型サービスAのサ責も同様となりますか？	高齢者いきいき課	<p>訪問型サービスAのサービス提供責任者は、常勤換算方法での配置となります。そのため、必要時間分の配置があれば、その他の時間については非常勤として他の事業に従事することが可能です。</p> <p>ただし、管理者を兼務している場合については、利用者に支障がないことが前提になっており、「八王子市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める実施要領の第3の1の(3)②」にあるようにサ高住との兼務は難しいと思ひます。</p>

NO.	質問	回答所管	回答
43	今現在、要支援者がいない場合でも、指定は受けなければならないのでしょうか。	介護保険課	指定を受けるかどうかは各訪問介護事業所の判断によりますが、市としては、訪問型サービスAの本格実施・移行を円滑に行うために、できるだけ多くの訪問介護事業所に指定を取って頂きたいと考えています。是非御協力をお願いいたします。
44	相当サービスから訪問型サービスAへの移行時、説明しても、ご理解ご納得していただけないご利用者様はどうしたら良いですか？そのまま相当サービスの利用継続でも良いのでしょうか？	介護保険課	内容が生活援助であるものは、訪問型サービスAでも問題なく提供できるという前提で本格実施を行いますので、移行について御理解を頂きたいと考えます。
45	現在、70分程度の予防訪問介護を1/W利用されているご利用者様がいらっしゃいます。プランも訪問介護のアセスメントも、70分程度かかると判断した場合、サービス利用回数を検討しても良いのでしょうか。	介護保険課	訪問型サービスAのサービス提供時間については、「45分～60分程度」と規定しており、厳密に60分以内に終わらせなければならない訳ではありませんが、要支援者等に対しての生活援助であれば、60分を大幅に超えるサービスについては一般的に想定し難いものと考えます。 例えばサービス提供に買い物の支援が含まれ、その地理的要因で、やむを得ず60分を大幅に超えるケース等についてはサービス利用回数の検討も必要と考えますが、利用者のこだわりで必要以上のサービスを求められている、といったケースの場合には、回数の見直しの前に、計画内容の見直しをお願いします。
46	訪問介護の管理者が兼務可とのことですが、資格が特にない場合でも兼務が可能ですか。	高齢者いきいき課	訪問型サービスAのどの職種を兼務するかにより異なります。管理者のみであれば、無資格者でも兼務が可能ですが、サービス提供責任者およびヘルパーとの兼務については資格または研修の受講が必須です。 ※ サービス提供責任者およびヘルパーの資格等については要綱をご覧ください。

NO.	質問	回答所管	回答
47	<p>指定を受けていない(受けられない)他事業所から「訪問型サービスA」の提供を求められることが予想されます。現状のままではとてもお引き受けできる状況ではありませんが、H29.4～9の間に状況が変わらない事を想像すると気持ちが暗くなります。本来重度な方に振り向けるべき限られた人材を、すべて軽度な方にとられてしまいます。ケアプラン作成の段階で訪問サービス以外のサービスを位置づけるような指導は必要かと思いません。</p>	<p>介護保険課</p>	<p>市としても、有資格者という限られた人材は、より重度の方を担当していただきたいと考えています。 従って、訪問型サービスAの主な担い手は、今後、生活支援ヘルパーが担うものと考えており、生活支援ヘルパーの育成に努めていきます。 制度の適正性・持続性を高めるために、訪問介護事業所の皆様におかれましても、訪問型サービスAの実施と生活支援ヘルパーの登用に御理解・御協力をお願い致します。 自立支援の観点から、介護事業所に限らず地域の多様な資源から適切な支援を選択するような指導はこれまでも行っている所ですが、今後も続けて参ります。</p>
48	<p>申請をしても利用者がいなければ人員配置は必要ないのか。</p>	<p>高齢者いきいき課</p>	<p>指定日までは配置の必要はありません。指定日以降は、利用者がいない場合であっても急な利用の申込等に対応できるように配置した上で、サービス提供責任者の常勤換算方法で必要な時間の配置をお願いします。「訪問型サービスAの本格実施に向けた人員基準の緩和及び指定申請について」のP7を確認してください。</p>
49	<p>本格実施時に、どれくらいの利用者を見込みどれくらい事業所が必要と考えているのか。できるだけ協力していきたいが事業所運営に支障が出るのであれば、他の利用者にも影響がでる。</p>	<p>介護保険課</p>	<p>参考として、平成28年4月に訪問型サービスを利用された要支援者はおよそ1,700人程となっています。仮にこの8割が訪問型サービスAに移行すると考えた場合、単純計算で、現状、予防訪問介護(相当サービス)の指定を受けた事業所数125の8割である100の事業所が必要となります。 個々の事業所の受け入れ状況や総合事業の利用者数の推移等により変わるとは思いますが、1つでも多くの訪問介護事業所に指定を受けて頂きたいと考えています。是非御協力をお願い致します。</p>

NO.	質問	回答所管	回答
50	29年9月30日まで経過措置がありますと、単価を考えギリギリまで引き延ばそうと考える事業所があってもやむを得ないのでしょうか？	介護保険課	<p>移行の準備が十分に整っているにも関わらず移行を先送りにする事は望ましくないと考えます。これをもって給付費の返還等は考えてはいませんが、例えば移行期間の最終月に全てを移行する、とした場合、現場で対応し切れない程の事務が発生する事が想定されます。移行をスムーズに行うためにも、順次移行手続きを進めて頂きたいと考えます。</p> <p>移行の進捗状況等については、必要に応じ、照会等で把握していく予定です。</p>
51	スライド25のサービスAの移行後は必要なサービスは減らない様にとのことですが、1回のサービスが45～60分程度となっていると思います。当社は以前の改正時も必要と思う支援は変更せず現在でも70分、90分と1回に支援に入っている利用者もいますが今後は時間はしっかり区切った方がよろしいでしょうか？	介護保険課	<p>要支援者に対しての生活援助であれば、60分を大幅に超えるサービスについては一般的に想定し難いものと考え、訪問型サービスAの提供時間は45～60分程度と規定しました。</p> <p>「45～60分程度」ですので、必要なサービス提供なのであれば必ずしも60分で区切る必要はありませんが、60分を大幅に上回る場合、訪問型サービスAへの移行にあたり、サービス提供内容に照らして提供時間が妥当かどうか、利用者のこだわりでないか等、再度内容のご確認をお願いします。</p> <p>訪問型サービスAの移行に伴って、本人に必要な支援が削られてしまう事は想定していませんので、必要な支援であって、やむを得ず60分を大幅に上回ってしまう場合は、提供回数も含め、検討の必要があると考えます。</p>
52	育成研修終了後のマッチングのイメージを知りたいです。具体的にはどの様に事業所を選べるのか？サ連協の理事の事業所が優位になってはいけないと思うのと人材確保の点で大事なあとと思いました。	介護保険課	<p>1月に市内訪問介護事業所にマッチング参加募集をいたします。応募多数の場合、抽選を考えています。</p> <p>就職相談会では、求人中または求人予定(概ね29年6月位までに雇用予定)の事業所一覧の配布や求人中の事業所によるPR、質疑応答、面接日の日程調整等を行う予定です。</p>

NO.	質問	回答所管	回答
53	訪問型サービスBもH29から実施とのことだが、具体的にどのような所が行うのか また、訪問型サービスBの場合はボランティアとのことだが、報酬等はないのか？	高齢者福祉課	訪問による生活支援サービスを互助活動により提供している住民主体の団体(NPO、町会・自治会、その他地域活動団体等)を担い手として考えています。実施方法は、団体に対する活動費等の補助を予定しており、ボランティア等の担い手に対する直接的な報酬は考えておりません。
54	指定を受けている事業所の者が、地域で団体を作り訪問形サービスBを行うことに問題はないか？	高齢者福祉課	住民が担い手の主体となっている等、訪問型サービスBの団体要件を満たしていれば問題ありません。
55	訪問介護事業所の契約について。 予防訪問介護相当サービスを利用していた方が、訪問型サービスAに移行した後、再度予防訪問介護相当サービスの利用に戻る場合に、再度予防の契約は必要か？	介護保険課	<p>予防訪問介護相当サービスを利用していた方が、訪問型サービスAに移行した後、何らかの理由で、再度予防訪問介護相当サービスの利用に戻る場合の契約要否について、例えば、一旦当初の予防訪問介護相当サービスの契約を終了させたうえで、訪問型サービスAのみの契約を締結しているような場合は、再度、予防訪問介護相当サービスの提供にあたって、契約が必要になります。</p> <p>予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの契約を併せて締結しているような場合は、再度の契約は不要と考えます。</p>